

[事案 23-19] 契約転換無効確認請求

・平成 23 年 6 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

医療特約を付加しただけと思っていたら契約転換されていたとして、転換前契約への復旧を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 4 月、従前の契約(被転換契約)から、同種の保険契約(転換後契約)に転換した(「本件転換」)ことになっていたが、もともと転換するつもりはなく、女性医療特約を付加するだけのつもりであったので、一切認識していなかった。転換を利用した申込みであることについての説明がなかったため、被転換契約を元の契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

本件では、以下の事実が存在しており、これらの事実からは申立人が平成 21 年 4 月の転換を認識していなかったとは到底考えられず、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件転換に先立ち、申立人に対して営業担当者が女性医療特約という新商品のパンフレットを見せたところ、被転換契約に女性医療特約を追加付加できないかと質問があり、営業担当者ができない旨を回答したことから、本件転換を行うことになったのであり、申立人が被転換契約に女性医療特約を追加付加だけと認識していたとは考え難いこと
- (2) 営業担当者は、保険設計書、転換による「保障見直しのご案内」等所定の資料を用いて、転換前後のそれぞれの契約の保障内容を対比させながら説明していること。
- (3) 営業担当者は、注意喚起情報の各項目を読み上げて申立人に説明しており、その中の項目で、本件が転換による保障見直しであることを説明していること。
- (4) 申立人は、意向確認書の内容を確認のうえ、署名押印しており、その中には、転換を用いた保障見直しであることを確認・了承する旨の文言があること。
- (5) 転換申込み時、申立人は被転換契約の保険証券を当社に返却しており、その後転換により成立した本件保険契約の保険証券を受領していること。

<裁定の概要>

申立人の主張の法律的根拠は明らかではないが、裁定審査会では、要素の錯誤(民法 95 条本文)による「転換」の無効を主張するものと解し、当事者双方から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづいて審理を行った。

審理の結果、以下の事実が認められ、これらの事実を総合斟酌すると、申立人は、被転換契約に対する女性医療特約の付加ではなく、被転換契約から転換後契約への「転換」であることを認識していたと認めざるを得ない。

従って、申立人に要素の錯誤が存在したとは認めることはできないので、申立内容を認めることはできないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 転換後契約の申込書の裏面には、被転換契約が表示され、その転換である旨が明記され、申立人は、申込書の表面に自署、押印していること。
- (2) 意向確認書には、確認事項の一つとして、「『転換特約・終身保障変更特約』をご利用の場合、他の保障見直しの方法を確認し、見直し前後の保障内容を対比したうえで、お客様のご意向に沿ったご提案内容であることをご確認・ご了解いただけましたか。」との確

認事項が記載されており、申立人は「はい」の欄にチェックを付し、自署、押捺していること。

- (3) 申立人に交付されていることが推認できる、保障設計書、保障設計書補助資料、重要事項説明書の記載内容によっても、「転換」であることは一目瞭然であること。

<参考> 民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。